

八雲町災害廃棄物処理計画（概要版）

第1章 総則

1 背景及び目的

近年では、震度7を観測する巨大地震として平成23年3月に東日本大震災が、平成30年9月に北海道胆振東部地震が発生しており、特に東日本大震災の災害廃棄物の処理については、膨大な発生量や、津波の影響で様々な廃棄物が混ざり合ったことなどにより、処理の完了までに約3年の歳月がかかりました。

「八雲町災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」といいます。）は、「災害廃棄物対策指針（平成30年3月）」（以下、「対策指針」といいます。）や「北海道災害廃棄物処理計画（平成30年3月）」（以下、「道計画」といいます。）等をふまえ、想定される災害に対する事前の体制整備及び災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、地域の早期復旧・復興に寄与することを目的として策定します。

2 本計画の位置づけ

本計画は、上位計画にあたる対策指針や行動指針に基づき、道計画や地域防災計画と整合を図りながら策定します。本町で災害が発生した際には、本計画に基づいて初動対応を実施し、被害状況等の情報収集を行ったうえで、災害廃棄物発生量の推計、処理期間及び処理体制について検討を行い、災害廃棄物処理実行計画としてとりまとめを行います。

3 対象とする災害・災害廃棄物

本計画で想定する災害を表1、対象とする災害廃棄物は対策指針に基づき、表2に示す廃棄物とします。

表1 本計画で対象とする災害

項目	内容					
想定災害	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	北海道南西沖の地震	遊楽部川の洪水	落部川の洪水	相沼内川の洪水	
最大震度	震度5弱	震度6.2	—	—	—	
建物被害	全壊	4,000棟	52棟	713棟	172棟	256棟
	半壊	—	262棟	733棟	158棟	108棟
火災被害	焼失	—	3棟	—	—	—
避難者数	8,100人	3,056人	4,589人	899人	897人	

表2 本計画で対象とする廃棄物

区分	種類
地震や水害等によって発生	可燃物、可燃混合物、木くず、畳・布団、不燃物、不燃混合物、コンクリートから、金属くず、廃家電等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、危険物、廃自動車等、その他の適正処理困難廃棄物
被災者・避難者の生活に伴い発生	生活ごみ、避難所ごみ、し尿

4 災害廃棄物処理の基本方針

本計画における災害廃棄物処理の基本方針は次のとおりとします。

表3 災害廃棄物処理の基本方針

【基本方針1】適正かつ円滑・迅速な処理の推進
住民の生活環境及び公衆衛生保全の観点から、適正な処理を推進し、復旧・復興の妨げにならないよう円滑かつ迅速な処理を行います。
【基本方針2】分別・再生利用の徹底
仮置場での分別を徹底することで、可能な限り再資源化・再利用を行いリサイクルを推進し、埋立処分量の削減に努めます。
【基本方針3】合理的かつ経済的な処理
処理の緊急性や困難性を考慮しながら、合理的かつ経済的な処理に努めます。
【基本方針4】作業環境に配慮した作業・処理の実施
災害廃棄物は通常の廃棄物とは異なり、有害廃棄物や危険物の混入等が考えられるため、安全に徹底した作業と処理に努めます。
【基本方針5】様々な主体との連携
平時のごみ処理に係る関係機関と連携して処理を進めるとともに、必要に応じて北海道や他市町村、民間事業者等の協力・支援を受けて処理を行います。

第2章 平時の備えと災害廃棄物対策

1 組織体制・指揮命令系統

災害時には、災害応急対策を実施するための災害対策本部を設置します。発災後は、災害の規模に応じて、災害廃棄物処理における組織体制を整えます。災害廃棄物に係る業務は、環境衛生班（環境衛生係）が担当します。発災後は、災害の規模に応じて、災害廃棄物処理における組織体制を整えます。

2 協力・支援体制

災害の規模により、本町のみで対応が困難と判断された場合は、北海道職員や他の職員等の派遣について協議・調整を要請します。必要に応じて、「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）」の活用や、民間事業者との協定等に基づいた支援を要請します。

また、発災後の災害廃棄物処理にあたっては、人員の不足が想定されることから、今後、災害廃棄物の処理・処分や仮置場の運営・管理に関する支援協定の締結を積極的に検討し、平時より協力・支援体制を構築できるよう努めます。

3 住民等への啓発・広報

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民や事業者の理解は欠かせないものです。このため、平時から災害発生時の災害廃棄物に関する分別方法・分別排出の徹底や、便乗ごみの排出防止等に関して継続的な啓発・広報に努めます。発災後は、特に仮置場の設置状況や搬入方法、ごみの分別徹底、便乗ごみの排出防止について早期にわかりやすく情報提供を行います。

4 し尿・避難所ごみの発生量

本計画で対象とする災害において発生するし尿発生量と災害対策トイレ必要設置数及び避難所ごみ発生量は表4のとおりです。本町では、平時より災害対策トイレを備蓄することに努めるほか、災害対策トイレを備蓄する建設事業者やレンタル事業者と災害支援協定の締結に努めます。必要な災害対策トイレや資機材が不足する場合は、北海道等へ支援の要請を行います。避難所ごみについては、過去の災害の経験から、避難所においてごみの分別を行うことはその後のスムーズな処理へと繋がるため、可能な限り分別を行うこととします。

表4 し尿発生量、災害対策トイレ必要設置数、避難所ごみ発生量の推計結果

対象災害	し尿発生量 (L/日)	災害対策トイレ必要設置数 (基)	避難所ごみ発生量 (t/日)
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	13,770	104	9.0
北海道南西沖の地震	5,195	40	3.4
遊楽部川の洪水	7,801	59	5.1
落部川の洪水	1,528	12	1.0
相沼内川の洪水	1,525	12	1.0

第3章 災害廃棄物の処理

1 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物は、被災現場から分別したうえで仮置場へ搬入し、仮置場でさらに分別して集積・保管し、種類や性状に応じて破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用、あるいは最終処分を行います。

既存の廃棄物処理施設において目標期間内で処理しきれない場合は、二次仮置場を設置して、必要に応じて破碎、選別、焼却のための仮設処理施設の設置を検討します。

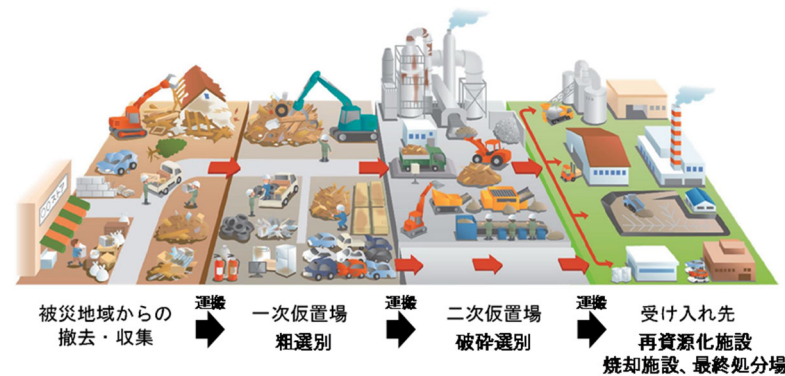


図1 災害廃棄物処理の流れ

2 災害廃棄物の発生量

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における災害廃棄物発生量は約68万トン、北海道南西沖の地震における災害廃棄物発生量は約4.1万トンと推計されます。遊楽部川の洪水では約7万トン、落部川の洪水では約1.6万トン、相沼内川の洪水では約2.2万トンの災害廃棄物の発生が見込まれます。

表5 災害廃棄物発生量の推計結果

想定する災害	災害廃棄物発生量 (t)							
	柱角材	可燃物	不燃物	ｺﾝｸﾘｰﾄ がら	金属 くず	その他	土砂	合計
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	34,876	114,063	203,080	279,555	20,214	29,633	-	681,422
北海道南西沖の地震	5,575	789	8,019	18,913	431	2,419	5,150	41,296
遊楽部川の洪水	6,008	5,938	14,880	20,957	978	838	20,259	69,858
落部川の洪水	1,413	1,397	3,500	4,930	230	197	4,765	16,432
相沼内川の洪水	1,859	1,837	4,604	6,484	303	259	6,268	21,614

3 処理スケジュール

災害廃棄物処理の目標期間は、表6に示す処理スケジュールを目安とします。大規模災害時には、発災から3年以内の処理完了を目指しますが、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切な処理期間を設定します。

表6 大規模災害時の処理スケジュールの目安

1年目 (初動期～応急対応)	2年目 (復旧・復興)	3年目 (復旧・復興)
被災現場からの 災害廃棄物撤去完了	一次仮置場からの 災害廃棄物撤去完了	二次仮置場からの 災害廃棄物撤去完了

4 災害廃棄物の処理フロー

平時のごみ処理施設を考慮し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、遊楽部川の洪水、落部川の洪水における災害廃棄物の搬入施設は、クリーンおしまとします。北海道南西沖の地震、相沼内川の洪水における災害廃棄物の搬入施設は、南部松山清掃センターとします。

いずれの災害においても、想定する搬入施設では処理可能量が不足し、その他の施設での処理が必要と見込まれます。処理可能量を超えた災害廃棄物については、速やかに仮置場へ搬入し、北海道を通じて他市町村に対し処理を依頼するほか、民間処理施設への処理協力依頼、または、必要に応じて仮設焼却炉の設置を検討します。

5 仮置場

(1) 仮置場の設置

仮置場の分類には、住民がごみを搬入する「住民用仮置場」、災害廃棄物の仮置きと重機や人力による粗選別や粗破碎を行う「一次仮置場」、破碎選別機等の仮設処理施設を設置し、本格的な中間処理を行う「二次仮置場」があります。本町では、住民用仮置場と一次仮置場を兼ねた仮置場を設置することを想定します。災害の状況により二次仮置場が必要な場合は、北海道に要請するなどの対応を行います。

本町における仮置場の設置場所は、以下の場所を予定しています。被災状況や土地利用状況を踏まえ、仮置場が不足する場合は北海道に支援を要請します。

表 7 仮置場の設置予定場所一覧

仮置場の設置予定場所	面積
八雲町大新 6-2 八雲スポーツ公園の一部	23,000m ²
八雲町立岩 358-4 遊楽部公園の一部	16,200m ²
八雲町春日 269 旧春日小学校の一部	1,200m ²
八雲町熊石見日町 244 旧見日分校跡地の一部	2,000m ²

(2) 仮置場の必要面積

推計した災害廃棄物発生量をもとに、対策指針に示される方法により仮置場の必要面積を推計します。本計画で推計した仮置場必要面積は、想定される最大面積であり、実際に災害が発生した際には、被害状況や仮置場への災害廃棄物の搬入状況や搬出状況を勘案し、必要な面積の仮置場を設置します。

本計画で対象とする災害においては、処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした場合、表 8に示す面積が必要になります。

表 8 仮置場の必要面積

対象災害	仮置場の必要面積 (m ²)			合計	
	可燃物	不燃物	合計		
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震	99,300	128,500	227,800	22.8ha	
北海道南西沖の地震	4,300	7,200	11,500	1.2ha	
遊楽部川の洪水	6,000	6,900	12,900	1.3ha	
落部川の洪水	1,500	1,700	3,200	0.3ha	
相沼内川の洪水	1,900	2,200	4,100	0.4ha	

(3) 仮置場の運営・管理

過去の大震災の教訓より、処理期間の短縮、処理費用の低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化の防止の観点から、搬入時の分別徹底がとて重要とされているため、仮置場への搬入時は、廃棄物の種類ごとに分別して排出することを基本とします。

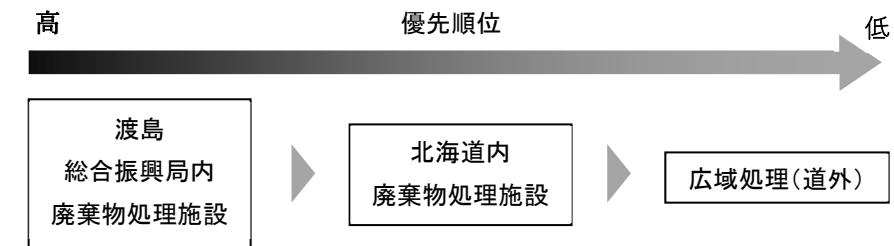
(4) 仮置場の管理人員の確保

仮置場を管理・運営には、受付（積荷のチェックなど搬入物の管理）、出入口の交通誘導員、分別指導員、荷下ろし補助員が必要となります。特に、仮置場における分別は混合廃棄物の発生を防ぐためにも重要であることから、リーダーや役割分担を決め、分別の重要性・内容・方法について共通理解を図ったうえで、仮置場の運営作業にあたります。発災後は人員の確保に時間を要することが想定されるため、円滑に人員を確保できるよう平時より応援体制を構築します。併せて、災害支援協定の活用や災害ボランティアとの連携について検討し、常時複数人が仮置場で作業にあたる体制を構築します。

6 広域的な処理・処分

地域内での処理が困難である場合は、広域的な処理を含めた支援要請を行い、処理体制を構築します。

本計画で対象とする災害においては、処理可能量を上回る災害廃棄物が発生する可能性があるため、被災状況に応じて図 2 に示す処理先と優先順位を基本として、他施設での受入・処理について支援を要請します。



※災害廃棄物の発生量・処理期間・施設処理可能量等を考慮し、必要に応じて仮設の処理施設設置を検討

図 2 災害廃棄物の処理先と優先順位

7 地域特性と対応方針

本町の地域特性から想定される災害廃棄物処理の課題について、以下の対応を検討します。

(1) 一般廃棄物処理施設の処理可能量の不足

対象とする災害が発生した場合、平時よりごみの共同処理を行う連合や組合の構成市町においても大きな被害が想定され、既存の処理施設のみでの処理が困難となることが考えられます。このため、災害発生後は北海道へ支援を要請し、民間事業者や道内の他自治体の廃棄物処理施設の活用を検討します。

(2) 関係市町村との連携

本町が被災した場合、被災状況に応じて災害廃棄物の処理を連合や組合の構成市町と調整する必要があります。また、他市町村で受入れが困難な災害廃棄物が発生する場合もあるため、平時より災害廃棄物の種類に応じた対応を検討するとともに、処理先の確保についての情報連絡体制を整えるよう努めます。

(3) 沿岸部で発生する処理困難物への対応

本町は、沿岸部に位置しており、漁業や酪農業が盛んな地域であることから、津波で被災した場合には廃船舶・漁具・漁網等、腐敗性廃棄物等の処理困難物が発生することが懸念されます。

特に腐敗性廃棄物については、迅速な対応が求められるため、平時から処理方法・処理先を検討します。